

一般社団法人 日本ロープ高所作業協会

会 員 規 約

令和6年1月10日制定 第1版 / 令和8年4月1日改訂 第2版

この会員規約は、一般社団法人日本ロープ高所作業協会（以下「当協会」という。）と会員との関係に適用し、会員の心得および規範を明確にするものです。入会の申込をいただいた時点で、本会員規約を承認したとみなします。

第1章 総則

第1条（用語の定義）

本会員規約において使われる用語については、次の各号に定義します。

- (1) 本規約とは、本会員規約を指します。
- (2) 当協会とは、一般社団法人日本ロープ高所作業協会を指します。
- (3) 会員とは、一般社団法人日本ロープ高所作業協会会員の総称です。
- (4) 事務局とは、一般社団法人日本ロープ高所作業協会事務局を指します。
- (5) 書面とは、当協会が指定した書式による文書、または任意の書式による文書（電子書面を含む。）をいいます。また、入会時に登録している電子メールアドレスまたは当協会サイトの所定フォームからの発信による事務局への通知・連絡も書面と認められます。

第2条（会員規約の適用）

当協会は、会員との間に本規約を定め、これにより当協会の運営を行います。また、当協会が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

第3条（会員規約の変更）

当協会は、円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、理事会の決議により、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、当協会のサイト上への掲載、電子メール、書面その他当協会が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

第2章 入会手続等

第4条（会員の種類・資格・入会金・年会費・特典）

会員の種類、入会金、年会費、資格および特典は、次の各号のとおりです。

【正会員（法人・個人）】

- (1) 費用：(法人) 入会費 20,000 円（税込）、年会費 30,000 円（税込）
(個人) 入会費 20,000 円（税込）、年会費 10,000 円（税込）
- (2) 資格：当協会の趣旨・理念に賛同いただけるロープ高所作業事業者（法人または個人）、消防関係者であり、かつ既存の正会員 2 人以上から推薦を受けた者

- (3) 特典：当協会が定める講習会の受講、各種情報の入手、会員証プレートの贈呈、HP 内にて事業者紹介、理事選任
- (4) 社員代表者の届出：法人または団体である正会員は、定款第 5 条第 4 項に基づき、役員または当該法人に所属する者の中から 1 名を社員代表者として届け出るものとします。個人事業主である正会員は、その事業主本人が社員となります。

【準会員（法人・個人）】

- (1) 費用：入会費 0 円、年会費 0 円
- (2) 資格：当協会の趣旨・理念に賛同いただけるロープ高所作業事業者（法人または個人）、消防関係者
- (3) 特典：各種情報の入手

【賛助会員（法人・個人）】

- (1) 費用：法人・個人ともに 入会費 10,000 円（税込）、年会費 10,000 円（税込）
- (2) 資格：高所作業関連事業者、メーカー、ディーラー等
- (3) 特典：各種情報の入手、イベント参加

第 5 条（入会申込）

会員となろうとする者は、次のとおり入会申込を行うものとします。

【正会員】

当協会のサイトから規定の会員登録手続を行います。申込の際には、既存の正会員 2 者以上による推薦書を添付するものとします。手続後、事務局による審査と代表理事の承認を経たのち、当協会が別に定める入会金および年会費の払込を行うことで入会となります。

【準会員】

当協会のサイトから規定の会員登録手続を行います。手続後、事務局による審査と代表理事の承認を経たのち、入会となります。（準会員は定款第 2 章第 5 条の賛助会員に含みません。）

【賛助会員】

当協会のサイトから規定の会員登録手続を行います。手続後、事務局による審査と代表理事の承認を経たのち、当協会が別に定める入会金および年会費の払込を行うことで入会となります。

第6条（入会申込の拒絶等）

当協会は、入会申込者が次の各号に該当する場合、入会を認めない場合があります。

- (1) 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合。
- (2) 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合。
- (3) 入会申込者が当協会の審査で不適格と判断された場合。
- (4) 正会員の推薦要件を充足していない場合。
- (5) その他、前各号に準ずる場合で、当協会が入会不適格と判断した場合。

なお、入会不適格とした場合、その理由は一切公表しません。

第7条（反社会的勢力の排除）

1. 当協会は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）との一切の関係を排除します。
2. 当協会は、反社会的勢力に対して、資金提供、取引、その他一切の関与を行いません。
3. 当協会は、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で対応し、必要に応じて警察、弁護士等と連携して法的措置を講じます。
4. 当協会の会員が反社会的勢力であること、もしくはこれに関与していることが判明した場合、直ちにその資格を取り消します。

第8条（会員資格有効期限）

会員資格有効期限は次の各号に定めます。

1. 会員資格の有効期限は、会員の種類を問わず、毎年3月末日とします。
2. 会員資格の継続を希望する場合は、有効期限満了日までに次年度の年会費を当協会所定の方法にて入金するものとします。入金が確認され次第、翌年3月末日まで延長されます。
3. 有効期限が満了した場合であっても、満了後3か月以内に次年度の年会費を入金することにより、資格の延長が可能です。
4. 有効期限満了後3か月を超えて再入会を希望する場合は、改めて入会手続を行うものとします。
5. 毎年1月1日から3月31日の間に入会申込をされた場合は、翌年度末を初回有効期限とします。この場合、入会時に初年度分の年会費を徴収し、当該年会費は翌年度の3月末日まで有効とします。

第3章 入会申込記載事項の変更等

第9条（会員の氏名及び名称等の変更）

1. 会員は、事業所名、職種、氏名、電話番号、電子メールアドレス等会員情報に変更があったときは、遅滞なく書面により事務局に通知する必要があります。
2. 前項の変更通知の不在によって、当協会からの通知・連絡・書類等が遅延または不達になった場合、当協会はその責を負わないものとします。
3. 法人または団体である正会員は、社員代表者が変更になった場合は、速やかに事務局へ届け出てください。届出がない場合、当協会からの通知・連絡が届かない等の不利益が生じてても、当協会はその責を負いません。

第4章 会員資格の喪失

第10条（会員資格の喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 当協会サイトにて規定する退会手続を行ったとき。
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または解散したとき。
- (4) 3か月以上年会費を滞納したとき。
- (5) 当協会理事会にて全ての理事の同意があったとき。

第11条（退会）

退会しようとする場合は、当協会サイトにて規定する退会手続を行うことで退会することができます。

第12条（会員資格の停止・解除）

当協会は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知および勧告することなく、当該会員の資格を停止または解除することがあります。

- (1) 年会費が支払われないとき。
- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (3) 当協会、他の会員または第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権その他財産、プライバシーを侵害した場合またはそのおそれのある行為をした場合。
- (4) 当協会、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき。
- (5) 入会手続にて虚偽の内容を申告したことが判明したとき。
- (6) 当協会、他の会員または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき。
- (7) 本規約に違反した場合。
- (8) その他、当協会が会員として不相当と判断した場合。

第13条（抛出金品の不返還）

一度払い込まれた会費およびその他の抛出金品は一切返還しません。

第5章 会員資格有効期限終了に伴う措置

第14条（措置）

会員資格有効期限が過ぎ、当協会からの通知のあとも更新の意思および会費の払込が確認できず会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって会員資格が失われた場合は、会員資格に基づく権利の行使を停止し、当協会に対し債務があった場合は速やかに精算することとします。

第6章 商号及び商標等の利用

第15条（商号及び商標等の利用）

当協会が定めた商号および商標等を個人的にまたはその他の目的で利用する場合は、当協会の事前の書面による承認を得る必要があります。

第7章 禁止行為

第16条（禁止行為）

会員は次の行為を行ってはなりません。

- (1) 無断で当協会の名称および会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行うこと。
- (2) 当協会の目的を理解せず、当協会の主旨に反する行為等を行うこと。
- (3) 他の会員または第三者に対して、マルチ商法（ネットワークビジネス）、連鎖販売取引、またはこれに類する行為を行うこと、もしくはこれらに勧誘すること。
- (4) 他の会員または第三者に対して、宗教団体への勧誘、布教活動、またはこれに類する行為を行うこと。
- (5) 他の会員または第三者に対する迷惑行為、誹謗中傷、または暴力的な言動を行うこと。
- (6) 法令、公序良俗、または本規約に違反する行為を行うこと。

第8章 情報管理

第17条（個人情報の保護）

1. 会員の個人情報（住所・氏名・写真・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等）は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはなりません。
2. 当協会は、保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当協会が別途定める個人情報保護規程に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

第9章 知的財産

第18条（知的財産の帰属）

当協会が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当協会に帰属します。

第19条（知的財産の保護）

当協会が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはなりません。

第10章 損害賠償等

第20条（損害賠償）

会員が、本規約および本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当協会が損害を受けた場合、当該会員は、当協会が受けた損害を当協会に賠償することとします。

第21条（免責）

当協会は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、当協会の故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

第11章 残存条項

第22条（残存条項）

退会した場合または会員資格が停止もしくは解除された場合であっても、第12条から第21条および本条の規定は有効に存続するものとします。

第12章 その他

第23条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第24条（裁判管轄）

当協会および会員は、当協会と会員の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第25条（規程の改廃）

本規程の改正または廃止は、理事会の決議によって行う。

付 則

本会員規約に違反した場合、当協会は当該会員の資格を直ちに停止または取消することができます。当協会はロープ高所作業における従事者の育成と安全基準の向上という理念に基づき、ロープ高所作業に係る法改正に寄与する活動をしています。

本規約は、令和8年4月1日開催の理事会の承認をもって施行する。